

■【トピックス】 4周年！



早いもので、このニュースレターを創刊して4年が経ちました。毎月お送りして、一度も欠号することなく今号で48号になりました。

これも読者の皆様に支えていただいたお蔭と感謝いたしております。継続は力なりですね。

いつもできるだけ旬な話題を取り上げるようにしていますが、お役に立っているでしょうか？これからも、私なりの切り口で話題を提供し続けようと思っておりますのでよろしくお願いします。

■【ビジネス・アイ】 相続税大増税（予定）！

社長 「なんだか4月から相続税が高くなるみたいだね」

花野 「そうなんですよ。一番影響が大きいのが基礎控除が4割減になって、これまで相続税を負担しなくても良かった人も負担しないといけなくなることになりそうです」

社長 「それでも亡くなった人の6%ぐらいしか対象にならないという話だよな」

花野 「全国の平均ではそうですが、場所によっては30%ぐらいになる地域もあるんですよ」

社長 「ええ！30%ってすごいじゃない。本当なの？」

花野 「はい！今でも三大都市圏の課税対象割合は軒並み5%を超えています。特に東京23区は9%以上と全国平均の倍以上です」

社長 「東京の地価は高そうだからそうかもしれないね。それにしても30%っていうのは、どこのことなのか教えてよ？」

花野 「実は、東京の千代田区です。千代田区はすでに課税対象割合が19%を超えていますから、今回の税制改正で30%前後になることが予想されます」

社長 「それはスゴイなあ！約3人に1人は相続税の対象になるのか！」

花野 「そうですね。相続税は都市の不動産にかかる都市税といえるかもしれませんね」

社長 「都会で不動産を持っている人には、大幅な増税ということなんだね」

■【今月のキーワード】 相続税課税対象割合

日本で1年間にお亡くなりになる人は、現在約110万人で、そのうち相続人が相続税を申告したのは約4.6万人です。ということで4.2%の人が相続税の対象となっています。しかし、これは全国平均であって地域による偏在が大きいのも事実です。

相続財産のうち課税対象の約半分は土地などの不動産です。そのため、不動産価額が高い都市部では、相続税の負担割合が高くなっています。

つまり、相続税はある意味、一種の都市税になっているのが現実だといえます。

■【今月の1冊】 『経営のやっつけはいけない！』

岩松正記 著

クロスメディア・パブリッシング ¥1480

経営者になるには、何の資格も必要ありません。誰でもなることができます。しかし、成功する経営者はごくわずかです。それはどうしてでしょうか？

それは多くの場合、やっつけはいけないことをしてしまうからです。しがらみや付き合いで会社をつぶさないように起業する前に、是非、読んでほしいのがこの本です。現役の経営者もチェック・リストとして使えます。



■【編集後記】

前に facebook の話題を取り上げましたが、いよいよ本格的にソーシャル・メディアの時代に突入したようです。

個人的にも取り組んでいます。変化についていくのが大変です。

『NEWS LETTER』vol. 48（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2011.3.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>